

○野沢温泉村保育所等広域入所実施要綱

令和 7 年 7 月 15 日野沢温泉村要綱第14号

(目的)

第 1 条 この要綱は、村内に居住する保育を必要とする児童を、他市町村の保育所等へ入所させること及び、他市町村に居住する保育を必要とする児童を、村内の保育所等へ入所させること（以下「広域入所」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(入所委託の要件)

第 2 条 野沢温泉村外の保育所等への入所委託は、次の場合に限り実施できるものとする。

- (1) 母親が村外で出産するため、村内の保育所等における保育が困難な場合
- (2) 保護者の勤務先が村外にあり、勤務形態又は通勤時間等の都合により、村内の保育所等における保育が困難な場合
- (3) その他村長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、入所委託の申込みをした保護者に保育料の滞納があるときは、入所委託を実施しない。

(入所委託の手続)

第 3 条 他市町村に所在する保育所等で児童の保育を希望する保護者は、野沢温泉村子ども・子育て支援法施行細則（平成28年野沢温泉村規則第 3 号）第 3 条に規定する施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入園申込書に必要な書類を添付して村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、前条に規定する入所委託の要件及び、野沢温泉村立幼保連携型認定こども園設置条例（平成27年野沢温泉村条例第32号）第 5 条に規定する入園資格を審査するものとする。

3 前項の規定による審査の結果、適当と認めるときは、保護者の希望する保育所等が所在する市町村の長と入所委託に関する協議を行うものとする。

4 村長は、第 1 項の規定による申請について、前項に規定する当該入所委託先である市町村の長の下承を得られたときは、承諾するものとする。

5 第 1 項の規定による申請に対する決定通知は、野沢温泉村立幼保連携型認定こども園規則（平成28年野沢温泉村規則第 5 号）第10条第 3 項に規定する入園許可書又は入園不許可通知書により行うものとする。

(入所受託の要件)

第 4 条 入所受託は、次の各号のいずれかに該当する場合に、村内に住所を有する児

童の保育の実施に支障のない範囲内で行うものとする。

- (1) 母親が村内で出産するため、居住地の市町村内の保育所等において児童の保育が困難な場合
- (2) 保護者の勤務先が村内にあり、勤務形態及び通勤時間等から居住地の市町村内の保育所等における保育が困難な場合
- (3) その他村長が特に必要と認めた場合

2 入所受託を実施する保育所等は、次の各号に掲げる要件を全て満たす保育所等とする。

- (1) 定員に余裕があり、村内に住所を有する児童の途中入所に影響がないと見込まれる保育所等
- (2) 入所受託により、新たに保育士等を雇う必要のない保育所等
(入所受託の手続)

第5条 村長は、入所受託を希望する保護者の居住地の市町村の長から入所受託の協議があつたときは、前条に規定する入所受託の要件を調査し、入所受託を決定する。
(広域入所の期間)

第6条 広域入所期間は、開始する年度内とし、関係市町村長との協議により決定する。
(解除)

第7条 村長は、広域入所の必要性が消滅したと認める場合は、当該広域入所の実施を解除することができる。

2 保護者が他市町村への広域入所を解除しようとする時は、退園届を提出しなければならない。
(経費)

第8条 保育所等の広域入所に係る経費は、次のとおりとする。

- (1) 保育料は、委託市町村が徴収する。
- (2) 保育に関する経費は、国の定める保育単価等を基に委託市町村と受託者が協議して定めた額とする。
- (3) 保育経費は受託者からの請求により支払うものとする。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。